

平成27年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年3月23日（月曜日）

---

○議事日程（第5号）

平成27年3月23日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第28号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の  
議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第 1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の  
制定について
- 日程第 4 議案第 2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の保育料に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 尾鷲市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理  
に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 尾鷲市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び  
管理に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第 9号 平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第12 議案第10号 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算  
の議決について
- 日程第13 議案第11号 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予  
算の議決について
- 日程第14 議案第12号 平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の  
議決について
- 日程第15 議案第13号 平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい  
て

- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 尾鷲市子ども・子育て支援事業計画について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 尾鷲市障がい福祉計画について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 尾鷲市副市長の選任について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 0 報告第 1 号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 3 1 報告第 2 号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）  
（報告、質疑）
- 日程追加 発議第 3 号 岩田昭人市長に対する問責決議について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	10 番 高 村 泰 徳 議員
11 番 奥 田 尚 佳 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	尾 上 廣 宣 君
市民サービス課長	湯 浅 富 士 雄 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	上 田 敏 博 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	大 川 勝 之 君
教育委員長	上 岡 雄 児 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君

教育委員会生涯学習課長	川	口	清	君
教育委員会学校教育担当調整監	山	本	樹	君
監 査 委 員	千	種	伯 行	君
監 査 委 員 事 務 局 長	深	瀬	由 佳 子	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松	永	佳	久

〔開議 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日は長野県松川町の議員さんが御視察に見えておられますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでございます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、南靖久議員、9番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第28号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、追加議案として提案しております議案第28号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年2月にくろしお学園を卒業された方が、新年度から紀北作業所へ入所されるに当たりまして、障害の程度により、早い段階での支援員の配置が必要となりましたので、平成27年度補正予算（第1号）として計上するものであります。

それでは、平成27年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を96億6,656万円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

5 ページをごらんください。

17 款繰入金 179 万 5,000 円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6 ページをごらんください。

3 款民生費 179 万 5,000 円の増額は、支援員の配置に伴い、紀北広域連合に対する分担金を増額するものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩をいたしまして、ただいま付託をされました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、予算決算常任委員会は、10 時 10 分からといたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前 10 時 05 分〕

〔再開 午前 10 時 30 分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 3、議案第 1 号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」から日程第 28、議案第 28 号「平成 27 年度尾鷲市一般会

計補正予算（第1号）の議決について」までの計26議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました26議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔7番（三鬼和昭議員）登壇〕

7番（三鬼和昭議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第5号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」、議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月5日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、真井紀夫委員長。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 報告申し上げます。

私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第1号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、議案第3号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について」、議案第4号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について」、議案第20号「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画について」、議案第21号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」、議案第22号「尾鷲市障がい福祉計画について」、議案第27号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改

正について」、以上10議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月6日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました10議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） おはようございます。

それでは、私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第9号「平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第10号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第11号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第12号「平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第15号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、議案第16号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第17号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第18号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第19号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第28号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、以上12議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月11日から13日及び16日から20日まで、予定の審査日程を3日間延長し、さらに本日を含めた計9日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第9号から議案第14号までの当初予算関連6議案のうち、議案第9号「平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」の3議案につつま

しては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第10号、議案第11号、議案第12号の3議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第19号までの補正予算関連5議案のうち、議案第15号から議案第18号までの4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第19号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」の1議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日追加提出されました議案第28号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第9号「平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、市有林主伐事業にかかわる歳入歳出予算に関しまして、元来、伐採、搬出作業を業者委託して市内の木材市場で競りにかけ、市の売却収入としておるわけですが、平成26年度の概算実績、また、27年度の予算においても、近年の木材価格低迷の影響が大きく、単純に歳入歳出の比較のみを見れば赤字となっている現状がございます。

この市有林主伐事業につきましては、地元林業の活性化、林齢構成の平準化、公益的機能の確保、維持などの波及効果があることは理解するところでございますが、急激な木材価格の上昇が期待できない中、現在の市の財政状況、そして、貴重な市民の財産であるということを鑑みれば、元来の入札方法を試行的にでも、いわゆる山売りとし、市内の市場へ搬出することを条件とした入札を行ってみるべきではないかとの意見が複数の委員から出され、このことについては、市長から検討する旨の御答弁がございましたので、27年度においても積極的な御検討をいただけますよう、委員会として求めるものであります。

次に、議案第14号「尾鷲市水道事業会計予算の議決について」のうち、収益的収入及び支出の、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の15節賃借料250万につきましては、民間の土地を借り上げ、取水井等を設置させていただいているところでございますが、地権者の方との交渉の結果、現年度までの200万円から50万円を増額し、250万円を計上しているとのことでした。

このことにつきまして、委員から、借り上げ面積が減少しているのにもかかわ

らず借上料が増額となっていることから、今後、引き続き借上料の引き下げ交渉、あるいは、土地の買い上げができないかなども検討し、交渉すべきとの意見がございましたので、申し添えをさせていただきます。

次に、予算審査における提出資料につきましてですが、今回、特に病院事業会計予算の審査において、委員からの、予算の積算根拠を問う質問に対する執行部からの答弁及び提出資料が不明確である場面が多々見受けられました。病院事業会計のみならず、予算計上、説明に当たっては、しっかりとした算出根拠をもって適切な資料提出を行っていただけるよう求めるものでございます。

以上、申し添えさせていただきます、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、順次これを許可いたします。

最初に、6番、瀨中佳芳子議員。

〔6番（瀨中佳芳子議員）登壇〕

6番（瀨中佳芳子議員） 議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、反対の立場から討論いたします。

尾鷲総合病院は、尾鷲市民のみならず、東紀州に生活する人々にとってかけがえのない病院であり、必ず守り続けなければいけないものであることを認識しております。

全国的な医師不足、看護師不足の中、その確保に御尽力をいただいて医療体制を保ち続けている状況、大変な御負担をおかけしながらも、365日24時間、尾鷲の医療を支えてくださるドクターを初めとする医療スタッフに敬意と感謝を申し上げます。

しかし、市全体の財政状況が厳しくなる中、高齢化、人口減少など、さまざまな要因が相まって、年を重ねるごとに経営状態が厳しくなってきました。累積赤字は言うに及ばず、昨年度からは、資金不足によって一時借入金を繰り返し、そ

の返済にも四苦八苦の状態になっています。

平成27年度病院事業会計予算を審議するに当たり、28年度から入院制度が変更される予定になっていることから、これまで以上に緻密な積算によって病院経営がなされることを期待しておりました。特に、薬品の調達においては、国の医療費抑制の観点から、後発医薬品の推奨が進む中、数年前から、一般質問、委員会審議の中で、後発医薬品の使用について質疑が複数の議員から何度もされたにもかかわらず、使用はされていないとの答弁が繰り返されたことで、後発医薬品によって期待される経営効果の審査を行う機会が失われておりました。これに対する理由について質問させていただきましたが、療養病棟について、使用は承知していたものの、一般病床については未使用だったのでと回答をいただきました。しかし、以前の質疑回答の中に、このような病棟別の文言はなく、議会における審議は、病院全体に係る薬品費のコストを精査するものであり、とても不誠実で信頼に欠ける回答であると感じました。

医療に対する直接的な方針に口出しできるものでないことは十分承知しておりますが、安全が確保された薬品について、コスト感覚を持ち、経費節約を目指すための後発医薬品の使用は、健全経営を目指す医療機関において、重要な課題として議論すべきであると認識します。

今議会において、提出いただいた資料によると、平成17年度から使用が始まっていたとのことでしたが、それについての経営効果について、検証はされてこなかったとの答弁をされました。品目によっては80%も削減される可能性があるものに対して信じがたい状況です。後発医薬品による薬品費の削減を期待する中、現実には、年々増加する薬品費の説明では、それ以外の高額な薬品の必要性が説明されましたが、それに対して減少を続ける医業収益への影響が説明されないままでした。今後、建物や医療設備の維持管理のコストがふえることが予想され、ますます経費に関して厳しく精査を求められる段階になってきます。

三重県の医療ビジョン策定で尾鷲総合病院の役割が明確化され、来年から予定される制度変更では効率化が求められてきます。自治体病院であることの役割を求められる中、経営感覚をしっかりと持たなければ、やがて立ち行かなくなる日を迎えてしまうかもしれません。

大規模な倒産から立ち直ったJALの再建は、紙コップ1個の節約から始まったと言われています。全てのスタッフが経営意識を持ち、共通認識の中で運営を行うことの大切さをうたわれています。今後、尾鷲総合病院を継続させるために

は、今回のような曖昧な積算による予算は納得しがたいものがあり、お医者様を初めとする医療スタッフに何の憂いもなく医療に専念していただくためにも、病院経営のみならず、尾鷲市財政全体の健全化に向け前進されるよう期待することを申し添え、私の反対討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

4番、田中議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 私は、今回の議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、反対の立場から意見を述べたいと思います。

その中で、私が特に危惧しておりますのは、施設にかかわる賃借料250万円についてであります。このことは皆様も既に御承知のとおり、矢ノ川沿いにある市の水道部、その建物のそばにある市の水道取水施設、いわゆる井戸のことです。この場所には計6本の井戸があり、そのうち4本の井戸が民有地にあります。その4本の井戸の賃借料として、これまで長年にわたって年間200万円を支払ってまいりました。今年に入って、地権者から、そのうちの1本の井戸を撤去してほしいとの申し出があり、市は約1,000万円をかけて撤去することです。残りの3本の井戸のうち、1本は地権者みずから撤去するので残しておいてもよいこととあります。残りの2本の井戸について、賃借料を今回200万円から250万円にするというものです。単純に考えますと、井戸を1本減らした上に、市はさらに50万円値上げするという事は全くおかしい話であります。

この民有地にあります2本の井戸の面積は約45平米で、もしこれらの新設するとなると、1本約1億円もかかることとあります。さきの委員会において、委員の方から、将来、この民有地を買い取ったらどうか、また、賃借料を安くしてもらえないのかとの質問に対し、市長は、今後そのように努力したいと答えておられます。果たしてそんなことは可能でありましょうか。命の水が高いか安いかは別として、うがった見方をすれば、既成事実さえつくってしまえば、後は野となれ山となれ、どうにでもなると、そんな甘い考え方のように思われて仕方がないのであります。

例えば、土地代金として250万円を用意してまいりました。しかし、この中から10万円まけてくださいなどと、市長たる者、言える道理はありませんし、

また、市民の命の水ですから、どうか適正な値段で買い取ってくださいと言ったところで、市は今日まで長年にわたって毎年200万円を支払ってきたではないか、我々は我々の土地にある市の井戸を、将来、1本を無料で撤去すると言っているのであり、250万円は決して高いとは思わないし、売るつもりもないと言われるのが落ちです。

今後交渉するなどという甘い考えをお捨てになって、いま一度お考え直していただきたいと思います。議会といたしましても、将来に禍根を残さぬためにも、このような茶番を許してはなりません。今このときこそ、議会の権能を大いに発揮していただきたいと切に願うものであります。

このような理由から、私は議案第14号について反対をいたします。どうか御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

3番、中平議員。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私は、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、賛成の立場からお話しさせていただきます。

この問題につきましては非常に悩みました。ただ、価格云々ということではなく、まず1番に考えたのは、水というものは市民生活にかかわることだということでございます。これまで、今、田中議員も言われましたけれども、4本の井戸がございまして、そのうちの三つが稼働しておったわけですが、そのうち、今回一つが廃止ということになりました。三つの井戸のうち二つが稼働ということになります。その一つの分をほかの井戸に振り分けたわけですが、さらに、この上、この二つの井戸が使用できないということになりますと、やはりこれは大変なことになるんじゃないかという危惧を感じております。

この点につきまして、私は、先日行われました予算決算委員会におきまして、水道部並びに執行部に質疑をさせていただきましたが、今回、この予算を認めないということになりますと、これは当然契約ができない、契約ができないので、当然取水はできないという御返答をいただきました。

ここで問題となるのは、この二つが使えなくなったときに、残りの井戸で予定どおりの取水量が賄えるかということですが、これは、仮に賄えるにいたしましても、非常に厳しい運転を強いられるのではないかという思いがいたしております。また、余裕のないこういった運転形態というのは、やはり議会とし

でも、もちろん行政としても、それは厳しいのではないのでしょうか。その場の非公式といいますか話の中で、いや、二つの井戸は使わなくても水は賄えるといった声が聞こえてきたんですが、それはそれでおかしな話で、じゃ、なぜ今まで、今度使えなくなる井戸を使わなくても水が供給できるのであれば、今まで払っていた200万というのは、これはどういうことなのでしょう。今までそれを認めてきたわけですよ。今まで認めてきたものが無駄だったということですか。そういうことになりませんか。ですから、それを認めてきたということは必要だったということだと私は認識しております。

したがいまして、今回、この価格においては、執行部も今後交渉するということのでございますので、まず、この水を確保してから交渉するのであれば交渉すべきであると思います。そのようなせっぱ詰まったような状況の中で交渉なんかしてもうまくいくはずがありません。まず市民の生活のもとである水を確保してからやっていただくべきだと思います。

以上のような理由で、私は今回、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、賛成をいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

11番、奥田議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」と、議案第19号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」の2議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどの田中議員の反対討論と重複する部分がありますが、御了承願いたいと思います。

まず、水道事業会計の当初予算、第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費のうち、15節賃借料250万円についてであります。現在、旧町内の上水道の取水については、矢ノ川の伏流水が主で、取水量の約7割を占めております。また、水道部の事業所の周辺に、現在使われている六つの井戸があり、残りの約3割の取水量をそれらによって確保しております。六つの井戸のうち、現在使われている三つの井戸と、現在は使われていない一つの井戸が水道部の事業所の隣の木材市場の敷地内にあります。すなわち、合わせて四つの井戸が水道部の事業所の隣の木材市場の敷地内にあります。新年度の4月からは、現在

使われている三つの井戸のうち一つを廃止する予定とのことであります。

予算書によりますと、これまで使われていなかった一つの井戸の撤去費用1,150万円が計上されております。そして、4月以降、使用しなくなる一つの井戸はそのままにするようですが、市として賃借するのは、今後とも使う二つの井戸がある敷地とのことであります。賃借する敷地面積は、これまでの178坪から45坪になるとのことで、約4分の1になります。また、賃借する敷地内の井戸は四つから二つになり、半分になります。普通に考えれば、敷地面積が4分の1なら賃借料は4分の1にならないといけません。仮に、井戸の数を基本にするとしたら、四つから二つになり半分になるので、賃借料は半分にならないといけません。ですので、これまでの賃借料が年間200万円ですので、4分の1なら年間50万円、半分なら年間100万円にならないといけません。こういうことは小学生でも理解できると思われます。しかし、新年度の4月からの賃借料は、年間なんと250万円になっており、理解に苦しみます。

新年度の4月から、地価の下落の影響で固定資産税が平均で5%程度下がるそうです。また、先週発表されました2015年公示地価を見ましても、尾鷲市内では軒並み前年と比較して下落しており、場所によって違いますが、1.6%から4.7%、前年に比べて下落しております。尾鷲市内において、賃借料が上がる要素はほとんどありません。それにもかかわらず賃借料が上がる理由が私にはわかりません。

地主は市民の方のようですが、市民のため、命の水を提供するための井戸であります。地主の方ともっと話し合いをすべきであります。百歩譲って現状維持の200万円ならまだしも、さらなる50万円の値上げは理解できません。市長は税金を幾ら使っても自分の懐が痛まないと思っているからでしょうか。抑えられるはずの支出は抑えるべきであり、そういうものが積み重なれば、最終的に市民が負担する水道料金の値上げにつながり、市民に負担を強いることになります。しっかりとした話し合いを持つべきであり、買い取りが必要なら買い取りでもいいと思われます。しっかりとした交渉を望みます。

また、昨年5月22日から6月3日にかけて、水道部が水道事業会計によって行った工事費用87万円の新田町地内排水管工事移設修繕は、まことに不適切な工事であり、4月30日に随意契約をし発注したということではありますが、本来、3社以上から見積書をとらないといけません、それをせず、また、下水管の管理をしている建設課に一切相談することなく、下水管の工事を勝手に水道部が行

った工事であります。見積書や設計書、そして、請求書や市長の決裁書も契約書も、全て7月15日から18日にかけて作成されたようですが、日付は全て工事開始日の5月22日となっている、とてもいいかげんな工事であります。

この工事について、議会には一切報告はありませんでしたが、昨年10月29日に建設課と水道部が覚書を交わしており、内容を見ますと、工事費用87万円の  
新田町地内排水管工事移設修繕について、5年間、維持管理を水道部が行うことになっております。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員。大変恐縮ですが、ちょっと討論とはずれておりますので、簡略にお願いいたします。

11番（奥田尚佳議員） はい。

なぜ下水管の維持管理を今後5年間も、水道部のミスにかかわらず市民の水道料金で賄わないといけないのか、全く理解できません。ただし、このような覚書が存在する以上、将来発生する可能性が高い費用損失が存在することは間違いありません。ですので、金額が確定していないといえども、地方公営企業の財産、損益、またはキャッシュフローの状況を正確に判断するために、必要な事項は注記すべきであり、補正予算書、新年度予算書に記載されている予定貸借対照表の後の注記に一切そのことが記載されておられません。住民監査請求もあり、大きな問題となった下水管の工事に関する今後5年間の維持管理の問題であります。どこにもその5年間の維持管理の費用について予算計上されていないわけで、少なくとも注記は必要だと思われま

よって、私は、議案第14号「尾鷲市水道事業会計予算の議決について」と議案第19号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」の2議案につきましては反対させていただきます。

長々と失礼しました。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第1号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号「尾鷲市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号「平成27年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 多 数)

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号「平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号「平成27年度尾鷲市病院事業会計の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長(村田幸隆議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号「平成27年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長(村田幸隆議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号「尾鷲市障がい福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いた

します。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第27号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第28号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第29号「尾鷲市副市長の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） それでは、議案第29号「尾鷲市副市長の選任について」につきまして御説明いたします。

尾鷲市副市長の選任につきましては、現副市長の山口武美氏が本年4月1日を

もって県職員に復帰されることに伴い、後任として林幸喜氏を選任しようとするものであります。

本市におきましては、さきの所信表明でも述べさせていただきましたが、新年度は、第6次尾鷲市総合計画の4年目といたしまして、市政の諸課題の解決に向けた重要な1年であり、おわせ人づくりのさらなる推進に向け、食によるまちづくりと少子化、定住・移住対策を重点プログラムと位置づけ、総合的かつ戦略的に施策の推進に取り組んでいかなければなりません。

林幸喜氏は、昭和62年に名古屋大学を卒業、同年4月に三重県に入庁し、以降、企画経営部門で活躍されており、現在は、地域連携部美し国おこし三重推進プロジェクトチームの課長補佐についておられます。林氏におかれましても、行政運営、企画運営に見識が深く、また、行政経験が豊富であることから、本市が直面しております行政課題の解決に向け、副市長として実行力を持って取り組んでいただけるものと確信をいたしております。

よって、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第29、議案第29号「尾鷲市副市長の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（起立全員）

議長（村田幸隆議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30、報告第1号から日程第31、報告第2号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告2件を議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 報告第1号及び第2号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成26年9月19日、午前10時15分ごろ、本市職員が市内末広町内の国道42号東側駐車場から国道紀北町方面へ右折しようとしたところ、追い越し車線を熊野市方面へ南進中の車両と衝突したことに対し、今回、同車両に同乗していた2人と人身事故に係る示談が成立したことによるものであります。

このことから、平成27年3月3日に損害賠償額を3万2,760円及び2万6,020円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で、報告2件の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告2件に対する質疑に入ります。

報告案件であることを御留意の上、御発言を願いたいと思います。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結

いたしたいと思います。

(「議長、緊急動議」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 11番、奥田議員。

11番(奥田尚佳議員) 岩田市長に対する問責決議案を提出したいと思います。

議長(村田幸隆議員) 奥田議員、簡単に内容をお示しいただきたいと思いますが。

11番、奥田議員。

11番(奥田尚佳議員) 皆さん御承知のとおり、87万円の岩田町地内の排水管工事移設修繕につきまして、これにつきましては、職員3名の方に対して処分が行われております。1名は戒告、2名は訓告、厳重注意でございますけれども、最高責任者としての御自身の責任については言及されていないということもありますし、昨今、さまざまな問題がございます。それにつきまして、市長に対して、政治的、社会的、道義的責任を問いたいというものでございます。

(「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 少々お待ちください。

ただいま奥田議員から岩田昭人市長に対する問責決議を提出したいとの動議がございました。この動議の成立は、会議規則第16条の規定により、他に2名以上の賛成者を必要といたします。

ただいまの動議に賛成の方は挙手を願います。

(挙手 4名)

議長(村田幸隆議員) 挙手4名であります。所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

[休憩 午前11時30分]

[再開 午後 1時29分]

議長(村田幸隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、発議第3号「岩田昭人市長に対する問責決議について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいま議題となっております発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

11番、奥田尚佳議員。

[11番(奥田尚佳議員)登壇]

11番(奥田尚佳議員) 皆さん、こんにちは。

それでは、岩田市長に対する問責決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まず、問責決議案を朗読させていただきます。

昨年、合併浄化槽整備のためのPFI事業について、全議員によって関連議案が全て否決されたにもかかわらず、優先交渉権者を決定し交渉を進め、議会においても混乱を来した経緯がありますが、その反省が全く生かされておらず、依然としてさまざまな問題が続いている状況であります。

昨年5月22日から6月3日にかけて、水道部が水道事業会計によって行った工事費用87万円の新田町地内排水管工事移設修繕は、まことに不適切な工事であり、そもそもその3年前の新田町地内配水管布設工事で、水道部の判断ミスにより下水管を破ってしまうことがなければ全く必要のない工事でありました。

この工事については、その直前の昨年4月30日にボランティアで清掃中の業者からの通報で行ったということではありますが、通報を受けてすぐにその業者と随意契約をし、発注したということでもあります。本来、3者以上から見積書をとらないといけません、それをせず、また下水管の管理をしている建設課に一切相談することなく、下水管の工事を勝手に水道部が行った工事です。この工事については、見積書や設計書、そして請求書や市長の決裁書も契約書も全て7月15日から18日にかけて作成されたようですが、日付は全て工事開始日の5月22日となっております。この工事により、職員3名に対して処分がなされ、1名が懲戒処分の戒告、あとの2名は訓告と厳重注意でありましたが、最高責任者の市長の責任は一切問われておりません。

市長は、住民監査請求の陳述書において、3年前の新田町地内配水管布設工事の際、下水管を切断することなく、水道管を迂回させる追加工事を行っていた場合は、約117万円の追加工事が発生していたことを考察すると、費用の返還は

必要ないと開き直っており、責任を全く感じていないようであります。大きなミスをしたにもかかわらず、3年前の工事で、もしもミスをせず、117万円の追加工事を仮にしていたとすれば、今回の87万円の修繕工事が必要なかったというのは、まさに詭弁であります。ちょうど30万円の違いですが、大きなミスをしたにもかかわらず、30万円得をしたではないかという主張であり、余りにも常軌を逸しております。

市長は、また、みんなでやったことだと軽率な発言をし、服務審査会も開かれ、自分の責任については追及されなかったから責任を負う必要はないとも言うております。

事後において、日付をさかのぼり契約書等の関係書類を偽造したということは、刑法156条偽造公文書作成の罪に抵触する可能性があります。それにもかかわらず、職員3名の処分だけで、決裁印を押している市長に何ら責任がないというのであれば、なぜ、合併浄化槽設置に関する補助金申請の際の添付資料である設置後の保守・点検、清掃の契約書の写しに不備があるからといって、これまで慣例的に行われてきたにもかかわらず、注意もせず、いきなり某施工業者を11月に告訴したのでしょうか。明らかに公平性に欠けます。

また、昨年9月30日の宮之上町地内量水器取りかえ修繕の入札の際、某業者が、給水装置工事主任技術者が不在であるにもかかわらず、入札参加し、抽せん末に落札し、入札を妨害したにもかかわらず、何のおとがめもありません。技術者がいなければ、入札執行の前に辞退届を提出すべきで、明らかに不誠実な行為であり、虚偽申告、虚偽記載に該当し、指名停止になってもおかしくない事案だとの指摘がありますが、指名審査会も一切開かれておりません。入札行為というのは、行政にとって極めて重要なことではありますが、とても非常識な入札妨害があっても何もしないというのは、尾鷲市の入札行為の信用を大きく失墜させることとなります。事の重大性を十分理解しておらず、公平性に欠ける市長は、大いに問題であります。

この入札問題につきましては、非常に重要な問題であり、今後も議会として委員会等で追及すべき問題であります。

また、先週第4次選考が行われましたが、平成33年開催予定の三重国体の正式競技において、いまだ14市の中で尾鷲市だけ開催競技が決まっておりません。以前、カヌー競技が頓挫した経緯がありますが、市長には、尾鷲市のトップとして、まだ正式競技が決まっていないということに対し、一定の責任を感じてほし

いとは思いますが、全くその姿勢が感じられません。スポーツ振興計画にしても、今後10年かけて作成していくということではありますが、余りにも遅過ぎます。思い返せばプール整備にしても、昨年1月の自治会連合会の市政懇談会で、市長は尾鷲中のプールを冬までに整備すると言われ、昨年3月に100万円の調査費をつけた経緯があります。しかし、ある程度の財政負担は予想されたと思われませんが、7月に財政が厳しい、2億円は出せないと尾鷲中のプール改修を取りやめました。そしてその後、プール整備については、全く進展しておりません。

また、市長は尾鷲市の再生は食しかないと断言されましたが、その割には1年かけて先日提出された食のまちづくりの基本計画には、一切実施計画やタイムスケジュールはなく、内容的にも1年前とほぼ同じであり、市長としての意気込みが全く伝わってきません。

さらに、病院の事務長人事にしても世間をにぎわせました。現在の事務長は、市長自身が外部から招聘し、5年間事務長として職務を遂行された方です。この3月で定年を迎えるということは、最近わかったことではなく随分前からわかっていたことでもあります。ですので、少なくとも1年前には、定年延長するのかどうか、定年延長するなら待遇はこうなるだとか、きちんと話し合いをすべき問題であります。また、リニアック更新の補助金申請の件も、普通に話し合いをしておけば、何ら問題にならないことであります。

市政は、言うまでもなく地方自治法はもちろん条例、規則、要綱等によって遂行されております。また、市長の言動は、リーダーとして重要な意味を持っております。そこで、こうしたさまざまな問題に対し、市長には一定の責任を感じてほしいという強い思いで、岩田市長に対し、政治的、社会的、道義的責任を問うものであります。

以上、朗読させていただきましたが、市民の間からは、議会に対して、暗い話はやめてくれ、尾鷲市の未来について明るい夢のある前向きな議論をしてくれという意見が多数あります。それはごもっともだと思われまます。地域創生のための特別委員会も立ち上げられ、今後の尾鷲市のまちづくりについて、今まで以上に危機感を持って真剣に議論する時期であります。

しかし、市長の責任について、あやふやなまま、我々議員として、未来の尾鷲市について真剣に語れるでしょうか。

一方、執行部も悪いが議会も悪い、しっかりせいという市民の声も多数あるのは事実でございます。任期4年の半分近くが過ぎ、残り2年余りですが、我々議

会がなあなあで、執行部の責任を追及することなく、執行部のチェック機関としての機能を果たさなければ、ますます市民の議会に対する不信感が募るような気がしてなりません。

また、失敗を恐れずチャレンジせよと、市長は年頭挨拶で職員に訓示を行ったようですが、職員が思い切ってやって、仮に失敗した場合、市長は一切責任をとらず、職員がその責任を全てとらされるというのであれば、職員が思い切っていることにチャレンジするのでしょうか。

よって、職員の方々のためにも、苦渋の決断でございます。岩田市長に対する問責決議案を提出した次第であります。どうか議員の皆様の御賛同を心からお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号「岩田昭人市長に対する問責決議について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、来る3月31日をもちまして御退任されます副市長、山口武美氏より御挨拶があります。

副市長。

〔副市長（山口武美君）登壇〕

副市長（山口武美君） 尾鷲市の副市長をこのたび退任するに当たり、皆様にお礼の御挨拶をさせていただきます。

私は、平成25年8月1日に就任をいたしました。この間1年8カ月、この間には、議員の皆様方及び市民の皆様方との深い交流を通して、私自身が単なる尾鷲市じゃなく、このまちをうちのまちやと思えるようになりました。このうちのまちに対して、私は、日々生活することにとっても喜びを感じていました。市民の方と触れ合ったときに、時々市民の方からおっしゃっていただいたのが、副市長は県から来ているでなあというようなことをおっしゃっていただきました。そのときに、私は、何度か同じ言葉を返したんですけれども、いえいえ、私は身も心も尾鷲なんですと、ほんまにそう思っているんですというようなことを何回か言ったのを覚えております。

思い起こせば、私は、就任のときに三つのワークというのを心がけました。一つはフットワーク、二つはネットワーク、三つ目としてチームワークです。これをあえて日本語に直すと、積極的に現場に出かけて、人と人との交流を通して、それで、みんなで力を合わせてよりよいまちにしていこうやないかと、そういうような思いで就任のときに述べさせていただきました。これがどこまで実ったかどうか、私も定かではありません。ただ、1年8カ月の生活を通して、尾鷲の土、尾鷲の緑、尾鷲の海、尾鷲の潮風、尾鷲の香り、尾鷲の空、これは、私の宝になりました。また、それとともに、市民の皆様との交流がこの上ない財産になりました。今、うちのまち尾鷲は人口2万人を切っています。私が就任したときは2万人を超えていました。今、2万切っちゃいました。このような中、この尾鷲をどのようにしていくかというのが私たちに課せられた大きな課題であると思えます。このような中において、甚だ道半ばで退任するというようなことに関しては、少しばかり心苦しいものがあります。

少し思うことがあるのですけれども、まちの人と接していて、私に、副市長、尾鷲はあかんわいというようなことをおっしゃる方がみえます。私は、いや、そんなこと絶対あらへんですよと言います。最も心配しているのが、人口2万人を切りましたけれども、地方が空洞化する、集落が空洞化する、それだけじゃなくて、私が一番恐れているのは、このまちに誇り、意義、住まう意義等を持たなくなっちゃうんじゃないかなというのが一番心配しております。心の空洞化とも言うのでしょうか。だけど、今、私たちは、困難なことがあっても、これま

での間、ずっと60年以上培ってきた市政があります。このような中で何をしていくべきかと、今までにない困難な中でやっていくには、当然、非常に難しいことが起きると思います。前例踏襲じゃないです。場合によっては前人未到なんです。困難を伴うときに何が必要かと言えば情熱です。その情熱は何であらわすかというと、行動、実践です。それとスピード。これで尾鷲の危機を乗り切っていく必要があるかと思います。

今回の退任に伴いまして、私は、うちのまち尾鷲を離れます。身も心も尾鷲なんですけれども、体は行っちゃいます。だけど、身は尾鷲を離れるんですけれども、心には尾鷲のことを、うちのまちのことを宿して、もう少し言うと、ちょっと心を置いていきたいんですけれども、それもできないので、宿して、それで、観客席からじゃなくて、野球に例えると、せめて内野じゃないんですけれども、外野では尾鷲の一員としてかかわっていきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどチームワークと申し上げました。今、我々がすべきなのは、このチーム尾鷲を本当にあるべき姿、目指すべき方向に進めていくんだと、そういう思いで、私も微力ではありますがけれども、小さくてもきらりと光る明るい尾鷲のために尽力をしていきたいと思います。

これまでの間、議会の皆様方、市民の皆様方の御厚情に対して、心より感謝を申し上げます。

岩田市長初め職員の皆様方、一緒に汗を流したことをうれしく思います。私の後任の林副市長についても、御支援をよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（村田幸隆議員） 副市長におかれましては、1年8カ月、この厳しい尾鷲市の財政状況の中で、さまざまな問題が山積しておる中で、大変な御尽力をいただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

副市長におかれましては、県に戻られましても、当市の発展にさらに御尽力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

次に、3月末をもって退職される南会計管理者兼出納室長、上田水道部長、諦乗病院事務長、以上の皆様には、退職後も健康に御留意をされ、市の発展に御協力をいただきますようお願いいたします。本当に御苦労さまでございました。

（拍手）

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る2月23日の開会以来、御提案を申し上げました「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきまして、終始慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会におきましては、初日に「尾鷲市監査委員の選任について」及び「尾鷲市教育委員会委員の選任について」の同意をいただいたことに加え、本日最終日に提出させていただきました追加議案2議案も御審議をいただき、まことにありがとうございました。この追加議案のうち、「尾鷲市副市長の選任について」につきましては、山口武美氏が県職員に復帰されることに伴い、新たに県から林幸喜氏を迎え入れるものであり、これからもともに尾鷲再生に取り組んでまいりたいと存じます。

また、山口氏におかれましては、1年8カ月という短い期間でありましたが、本市の市政推進に全力投球をいただき、大変感謝申し上げます。県に戻られましても、どうか健康に留意され、本市の進展に今後もお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

また、同じく3月31日をもって退任されます尾鷲市教育委員会委員の小川百合子さんにおかれましても、本市地方教育行政の運営に御尽力をいただき、感謝申し上げます。今後ともお体に御留意され、市政の発展に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定例会におきまして、尾鷲市病院事業会計予算書及び予算説明書に誤りがありましたことや、審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見をいただきました点、また、問責決議につきましても、今後十分心してまいりたいと存じます。議員の皆様には今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る2月23日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成27年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時56分〕

